

## 建設関連業務委託における最低制限価格制度の変更について

本市では、平成 23 年度より契約の内容に適合した履行と目的物の良好な品質を確保するため入札に係る建設関連業務委託に最低制限価格を設けています。

平成 31 年度より次のとおり制度変更を行いますのでお知らせします。

### 1. 改正内容

○最低制限価格は事後公表とします。

○最低制限価格の算定基準を見直します。なお、算定方法は非公表とします。

### 2. 適用時期

平成 31 年度に発注を行う建設関連業務委託から適用

問合せ先

野洲市総務部総務課契約管財担当

電 話 077-587-6038

F A X 077-587-4033

Email soumu@city.yasu.lg.jp